

鹿沼市議会災害時業務継続計画

令和5年9月

鹿沼市議会

目 次

1	計画の目的	1
2	対象とする災害	1
3	議員の安否報告	1
4	情報収集・提供	2
5	災害発生時及び災害発生後の議会運営等	3
6	議員の行動	4
7	その他	4
様式 1	議員安否確認表	5
様式 2	情報収集連絡表	6
	(参考資料)	
	災害発生時からの主な行動（フロー図）	8
	災害時の安否等の連絡先	9
	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の基本的操作方法	10
	災害救助法（抜粋）	11
	災害救助法施行令（抜粋）	11
	※感染が疑われる場合の初動対応	15
	※議員の感染状況（様式1）	16

1 計画の目的

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする大規模災害が全国各地で発生している。今後、本市において大規模災害等が発生した際に、市議会として市民の生命、財産、安全等を守るため、迅速に対応できるよう本計画を定める。

なお、本計画においては、災害発生後、迅速かつ円滑に議会機能の回復を図るため、情報が錯そうするなど最も混乱する期間を想定し、情報を一元的に集約・管理する体制の構築や議員の行動のあり方等を中心に定める。

2 対象とする災害

本計画の適用対象となる災害については、原則として市が鹿沼市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する災害とする。

【参考】鹿沼市災害対策本部設置基準

種別	基準
地震	① 市域で震度5強を観測したとき ② その他市長が必要と認めたとき
風水害	① 中規模以上の災害発生が予想される時 ② 特別警報が発令されたとき ③ 避難勧告・指示（緊急）を発出するとき ④ その他市長が必要と認めたとき
大規模火災・事故	① 災害救助法の適用を受ける災害のおそれがあるとき ② その他市長が必要と認めたとき

3 議員の安否報告

各議員は、本計画の適用対象となる災害が発生した場合、速やかにタブレット端末からメール又はLINE（必要に応じて電話又はFAX）で自身の安否等を議会事務局に報告する。

なお、報告事項は以下の①～⑥のとおりとし、様式1（議員安否確認票）を参照の上、報告する。

- ① 議員名
- ② 安否の状況
- ③ 現在の居場所
- ④ 参集の可否
- ⑤ 連絡先
- ⑥ その他

4 情報収集・提供

(1) 鹿沼市議会災害対策支援本部の設置等

ア 設置等

本計画の適用対象となる災害が発生した場合、必要に応じて鹿沼市庁舎議会棟2階会議室に鹿沼市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置する。ただし、災害により鹿沼市庁舎議会棟が使用できない場合には、議長が指定する場所に設置する。

議会支援本部の本部長には議長をもって充て、副本部長には副議長をもって充てる。また、本部員は議長、副議長以外の全議員とする。

イ 役割

市対策本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等情報を整理し、議会支援本部を通して市対策本部に提供する。また、市対策本部からの情報を、議会支援本部を通じて議員に提供する。

ウ 鹿沼市議会災害対策支援本部緊急連絡会議

本部長は、必要がある場合には、災害情報や要望等及び発災時の議会運営等に関して調整を行うため、鹿沼市議会災害対策支援本部緊急連絡会議（以下、「緊急連絡会議」という。）を開催する。

緊急連絡会議の構成員は、各会派幹事会の構成員及び議会運営委員長とする。ただし、構成員が参集できない場合には、代理出席を認める。

なお、本部長が必要と判断した場合には、構成員以外の議員を緊急連絡会議に招集することができる。

エ その他

議会支援本部に関する事務は、議会事務局が行う。その他、議会支援本部に必要な事項は、議長が別に定める。

(2) 情報収集

ア 基本方針

議会支援本部は、市対策本部等から提供される各種災害情報及び市対策本部等に対する要望等を一元的に集約・管理することとし、各議員は、人命救助に関する要望等、緊急を要する場合を除き、市対策本部等と直接やり取りを行わないようにする。

イ 地区組織の設置及び役割

市域を概ね4つに分け、地区組織を設置する。議員はいずれか1つの地区組織に所属し、所属する地区組織の被災状況及び避難所等の調査を行い、議会支援本部に報告する。地区組織の所管及び区域並びに地区担当議員は、議員の住所等を考慮し、議員の改選の都度、議長がこれを定める。

ウ その他

情報収集は担当地区を原則とするが、担当地区以外の地区における情報収集を妨げるものではない。

(3) 情報提供

議会支援本部は、1日2回（午前・午後）を基本に、市対策本部からの情報を各議員のタブレット端末にメール又はLINEにより提供する。

議員は、電話回線の混雑等により電話やメールの通信機能が使えないときは、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル（「171」）を利用するなど通信手段を確保するよう努める。

5 災害発生時及び災害発生後の議会運営等

(1) 災害発生時

本計画が対象とする災害が発生したときは議会支援本部を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害支援活動を行うための体制整備を行う。また、市対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

【ケース1】災害発生が本会議又は委員会の会議中（以下「会議中」という。）の場合

- ・ 会議中に本計画の適用対象となる災害が発生した場合には、議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とする。
- ・ 会議中に本計画の適用対象となる災害が発生した場合には、議長又は委員長の指示により、議会事務局は、傍聴人の安否確認・避難誘導、議場及び委員会室の被害状況確認等を行う。

【ケース2】災害発生が会議中以外及び議員自身が登庁していない時の場合

- ・ 議員は、災害が発生した時は、自身や家族等の安全を確認し、速かに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を、タブレット端末等により様式1（議員安否確認票）の内容を報告する。
- ・ 議員は、議会支援本部の指示があるまでは、地区組織の活動に専念する。
- ・ 議員は、地域における被災者の安全確保、避難場所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等からの登庁指示があったときは、速やかに登庁する。

(2) 災害発生後

発災後の議会運営については、緊急連絡会議において調整を行った上で、議会運営委員会において協議する。なお、緊急連絡会議は、主に次に掲げる事項について、調整を行う。

- ① 会議日程の変更に関する事項
- ② 当該災害への対応に係る臨時会議に関する事項
- ③ 現地調査に関する事項
- ④ 要望等に関する事項
- ⑤ その他必要と認められる事項

6 議員の行動

各議員は、下記の事項のとおり行動することを基本とする。

- (1) 本計画が対象とする災害の発生時には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。
- (2) 議会支援本部が設置されたときは、議員本人の所在確認等の被災状況報告を議会事務局へタブレット端末等により様式1（議員安否確認票）の内容を報告する。
- (3) 議長や会派から登庁要請があるまでは、地元で待機し、地域の災害情報を収集するとともに、災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。ただし、災害発生を受けて発せられる、法令等の定めによる招集命令に応ずる義務を負う議員は、議長の許可を受けた上で、当該命令に従って行動する。
- (4) 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報をタブレット端末、FAX及び電話により様式2（情報収集連絡票）の内容を議会支援本部に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（「119」）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。
- (5) 議会支援本部からの情報を市民に提供する。
- (6) 緊急連絡会議が招集された場合は、構成員等は速やかに登庁する。
- (7) 議会支援本部との連絡手段及び市庁舎までの登庁手段の確保に努める。
- (8) 市庁舎周辺で水、食料等の確保が難しい場合も想定されることから、登庁要請に基づき登庁する場合は、水、食料等は各自持参する。
- (9) 平時から地域の防災情報を把握するとともに、避難訓練等にも積極的に参加し、防災意識の向上に努める。

7 その他

必要に応じ、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化等を考慮し、本計画の内容は随時見直しを図る。

議員安否確認票

議員氏名	
議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他 ()
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ()
			無
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外 ()	
	市外	⇒ 場所 ()	
所在地	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他 ()	
		無	
参集の可否	可 否	参集可能な時期	
連絡先	<input type="checkbox"/> メール (アドレス:) <input type="checkbox"/> FAX (番号:) <input type="checkbox"/> 電話 (番号:) <input type="checkbox"/> その他 () ※ 可能なもの全てチェック		
その他			

安否報告先 (議会事務局)

メール: gikai-jimu@city.kanuma.lg.jp
 電話: 0289-63-2201~3
 FAX: 0289-63-2250

※議会事務局 処理欄	確認日時	月日	
		時間	
	確認者名		

情報収集連絡票

報告日時	
議員氏名	
連絡先	

発生概況	発生場所	地区名	自治会			発生日時	月日					
	(地域)	住所					時刻					
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部損壊			
		負傷者		計			半壊		床上浸水			
											床下浸水	
応急対策の状況												
市民の避難状況 ・ニーズ												

※議会事務局処理欄	受信日時	月	日	時	分	
	受信者名	第 報				
	処理結果	<input type="checkbox"/> 市災害対策本部に伝達				
		<input type="checkbox"/> 正副議長に報告				
		<input type="checkbox"/> 全議員に周知				
<input type="checkbox"/> その他 ()						
処理日時	月	日	時	分		

送付先（議会災害対策支援本部）

メール： gikai-jimu@city.kanuma.lg.jp

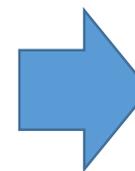
電話： 0289-63-2201～3

FAX： 0289-63-2250

(参考資料)

災害発生時からの主な行動について（フロー図）

議 会 支 援 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会支援本部を設置する。 ・ 本部長（議長）及び副本部長（副議長）は市庁舎に登庁する。 ・ 災害情報の収集を開始する。 	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部等や各議員からの災害情報の収集を行う。 ・ 各議員から提出される市対策本部等への要望等を集約する。 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員に災害情報を提供する。 ・ 集約した要望等を市対策本部等に伝える。 <p>【緊急連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長は必要に応じて、緊急連絡会議を開催する。
各 議 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長又は委員長は会議を暫時休憩等とする。 ・ 議長又は委員長の指示により、議会事務局が傍聴者等の避難誘導等を行う。 	<p>で、議会運営委員会において協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡会議では、以下の事項の調整を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 会議日程の変更に関する事項 ② 当該災害への対応に係る臨時会議に関する事項 ③ 現地調査に関する事項 ④ 要望等に関する事項 ⑤ その他必要と認められる事項
各 議 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否等の情報を速やかに議会事務局に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長や会派から登庁要請があるまでは、地元で待機し、地域の災害情報を収集するとともに、災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。 ・ 議会支援本部に地域の被災状況等の情報を提供する。 ・ 議会支援本部との連絡手段及び市庁舎までの登庁手段の確保に努める。



議会運営等の正常化



※時間軸は目安であり、災害の種類や規模等により変化する。

災害時の安否等の連絡先

メール	gikai-jimu@city.kanuma.lg.jp
電話	0289-63-2200（議会事務局長） 0289-63-2202（議事課庶務係） 0289-63-2203（議事課議事調査係） 0289-63-2201（議会災害対策支援本部）
災害時優先電話	0289-63-2200 ※通常の電話が不通の場合は、当番号を利用する。
FAX	0289-63-2250

○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

伝言の録音方法	伝言の再生方法
<p>【電話で録音】</p> <p>「171」をダイヤル ▽</p> <p>録音は「1」を入力 ▽</p> <p>「鹿沼市議会事務局の電話番号」を入力 ▽</p> <p>「1」を入力 ▽</p> <p>メッセージを録音（30秒以内） ▽</p> <p>「9」を入力</p>	<p>【電話で確認】</p> <p>「171」をダイヤル ▽</p> <p>再生は「2」を入力 ▽</p> <p>「鹿沼市議会事務局の電話番号」を入力 ▽</p> <p>「1」でメッセージの再生開始 ▽</p> <p>繰り返し再生は「8」を入力 次の伝言の再生は「9」を入力 ▽</p> <p>再生後のメッセージの録音は「3」を入力</p>

○災害用伝言板（web171）の基本的操作方法

伝言の登録方法	伝言の確認方法
<p>【インターネットで登録】</p> <p>「web171」にアクセス (https://www.web171.jp) ▽</p> <p>「鹿沼市議会事務局の電話番号」を入力 (ハイフンなしで) ▽</p> <p>「登録」をクリック ▽</p> <p>名前（ひらがなで）、安否、伝言を入力 ▽</p> <p>「登録」をクリック</p>	<p>【インターネットで確認】</p> <p>「web171」にアクセス (https://www.web171.jp) ▽</p> <p>「鹿沼市議会事務局の電話番号」を入力 (ハイフンなしで) ▽</p> <p>「確認」をクリック ▽</p> <p>メッセージを確認 ▽</p> <p>(必要があれば) 返信のメッセージを登録</p>

【災害救助法（抜粋）】

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第1項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

【災害救助法施行令（抜粋）】

（災害の程度）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

(1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第1（第1条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

○地区組織一覧（R5.9.20 から R9.9.19 まで）

①中央地区、東部地区、北押原地区、南押原地区

- 仲田 知史議員
- 早川 勝弘議員
- 阿部 秀実議員
- 津久井健吉議員
- 関口 正一議員
- 橋本 勝浩議員
- 橋本 修議員
- 舘野 裕昭議員
- 増渕 靖弘議員
- 大島 久幸議員

②北部地区、菊沢西地区、板荷地区、西大芦地区、加蘇地区、東大芦

地区

- 鹿妻 武洋議員
- 藤田 義昭議員
- 石川さやか議員
- 船生 雅秀議員
- 大貫 桂一議員
- 大貫 毅議員

③菊沢東地区、北犬飼地区、東部台地区

- 梶原 隆議員
- 鈴木 毅議員
- 谷中 恵子議員
- 宇賀神 敏議員
- 佐藤 誠議員

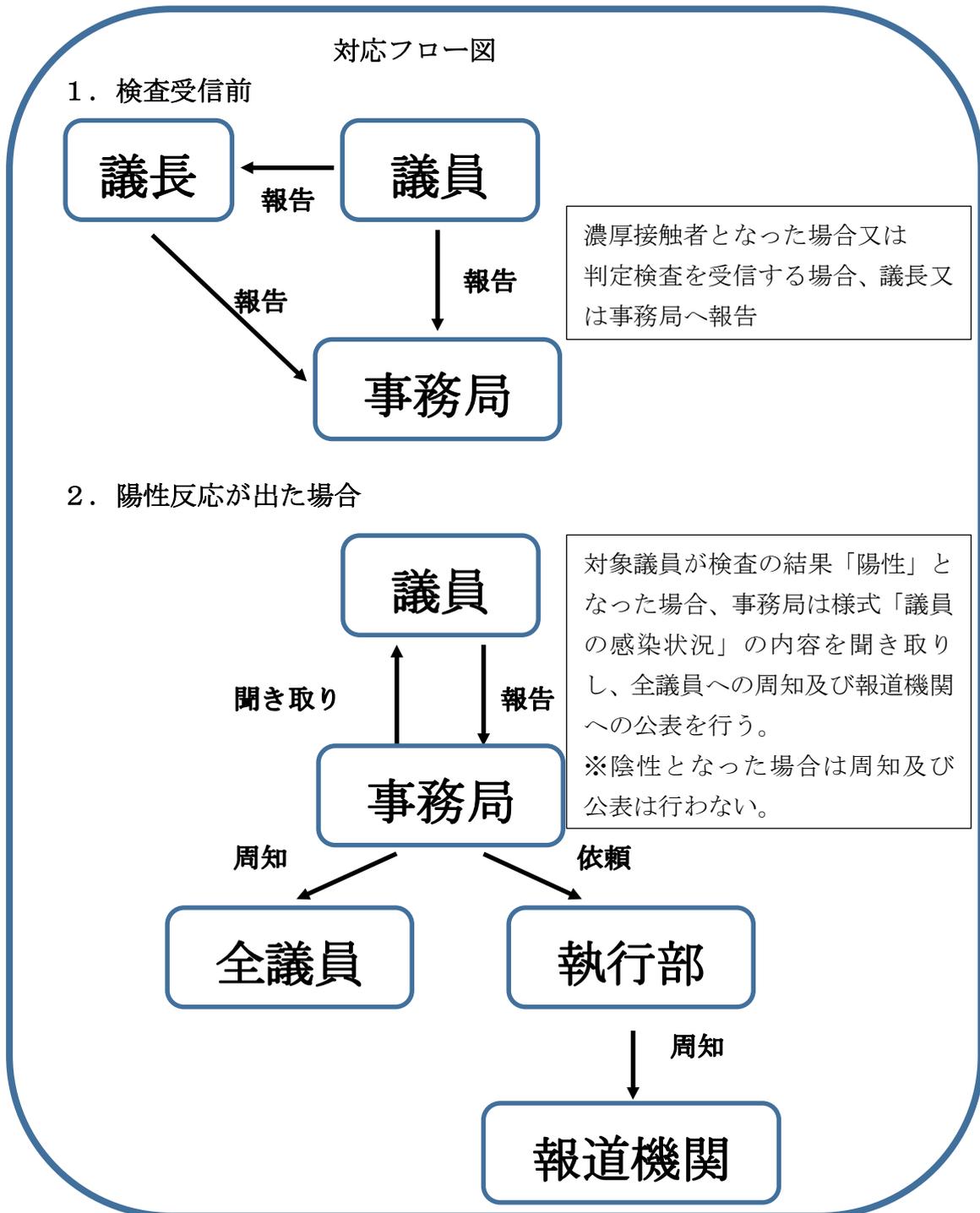
④南摩地区、栗野地区、粕尾地区、永野地区、清洲地区

- 駒場 久和議員
- 横尾 武男議員
- 小島 実議員

★感染が疑われる場合の初動対応

1 議員が検査対象になった場合のフロー

感染症の対応は初動の早さが求められるため、判定検査を受ける前に自身の状況を議長又は事務局に報告する。



議員の感染状況

様式 1

感染状況 令和 年 月 日現在

	県症例番号	県 例目
1	年 代	
2	性 別	
3	職 業	
4 経 過	発症日・症状	
	検体採取日	
	結果判明日	
	現在の症状	
	現在の状況	
	入院（予定）日	
	退 院 等	
5	濃厚接触者の有無	
6	感染確認日前後の行動履歴	
7	市民との接触	
8	職場の感染防止策、消毒	
9	保健所からの指導内容とその対応状況	
10	今後の議会運営について	

※市HP、報道機関に公表します。

※網掛け部分については事務局で記入します。